

関西電力株式会社大飯発電所第4号機の工事の計画の変更認可申請の
技術基準規則等への適合性に関する審査結果

原規規発第 1912248 号
令和元年 1 月 24 日
原 子 力 規 制 庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、今回の工事計画変更認可申請（2019年10月30日付け関原発第316号をもって申請。以下「本申請」という。）に係る申請書本文並びに設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書（以下「本申請の書類」という。）を確認の対象とした。

規制庁は、本申請の書類の示す内容が、以下のとおり「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうか、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「品質管理基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

1. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、発電用原子炉の設置の許可との整合性の確認にあたって、本申請において構造物の仕様に関する事項の変更はなく、本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等の記載事項が、平成31年4月8日付け原規規発第1904081号により認可した工事計画（以下「既認可工事計画」という。）で確認した許可との整合性に影響を与えるものではないことを確認したことから、許可を受けたところによるものであることを認める。

2. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

規制庁は、技術基準規則への適合性の確認にあたって、本申請において基本設計方針等に関する事項の変更はなく、本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等の記載事項が、既認可工事計画で確認した技術基準規則への適合性に影響を与えるものではないことを確認したことから、技術基準規則に適合していると認める。

3. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号への適合性

申請者は、本申請の設計及び工事に係る品質管理の方法等のうち、品質保証の実施に係る組織の体制に関する事項について、第一発電室長と、第二発電室長を統合した上で、新しく発電室長を設置し、当該室長は大飯発電所の原子炉施設の運転に関する業務を行うとしている。

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る適合性の確認にあたって、本申請の品質保証計画から、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、品質管理基準規則の要求事項に則り、安全文化を醸成するための活動、業務プロセス、不適合の報告及び処理等を定めていることを確認したことから、品質管理基準規則の要求事項に適合していると認める。

4. 審査結果

規制庁は、1. から3. の事項をもって本申請が原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。

なお、本件申請に係る大飯発電所について、規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模は11km³程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ（DKP）とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不適当であり、設置許可基準規則第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に関西電力株式会社に命じたところである。関西電力からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

規制委員会は、(i) 平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいはず、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii) 上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。